

令和4年第1回

浅川清流環境組合議会臨時会会議録

令和4年5月11日

浅川清流環境組合議会

令和 4 年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回臨時会

| | |
|---|---|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 出席説明員 | 1 |
| 議事日程 | 1 |
| 開会・開議 | 3 |
| 議席の指定 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 4 |
| (選挙) | |
| 浅川清流環境組合議会議長選挙について | 4 |
| (議案上程) | |
| 議案第3号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の 制定について | 5 |
| 閉会 | 6 |

令和 4 年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回臨時会

日 時 令和4年5月11日（水）午前10時

場 所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員（12名）

| | | | |
|------|------------|------|-----------|
| 1 番 | ちかざわ 美 樹 君 | 2 番 | 島 谷 広 則 君 |
| 3 番 | 田 原 茂 君 | 4 番 | 谷 和 彦 君 |
| 5 番 | 吉 田 りゅうじ 君 | 6 番 | 丸 山 哲 平 君 |
| 7 番 | 皆 川 りうこ 君 | 8 番 | 木 島 たかし 君 |
| 9 番 | 清 水 が く 君 | 10 番 | 水 谷 たかこ 君 |
| 11 番 | 村 山 ひでき 君 | 12 番 | 渡 辺 ふき子 君 |

欠席議員（0名）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------------|-----------|-----------|
| 管 理 者 | 大 坪 冬 彦 君 | 副 管 理 者 | 井 澤 邦 夫 君 |
| 副 管 理 者 | 西 岡 真 一 郎 君 | 会 計 管 理 者 | 光 宗 竜 矢 君 |
| 事 務 局 長 | 加 藤 真 人 君 | 事 業 課 長 | 中 村 守 助 君 |
| 総 務 課 長 | 西 村 直 邦 君 | 総 務 課 係 長 | 鈴 木 輝 哉 君 |

会議に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 書 記 | 江 見 健 志 君 | 書 記 | 望 月 厚 介 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌 形 忍
速 記 者 松 丸 晋 君

議事日程（第1号）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
(選 挙)
- 日程第4 浅川清流環境組合議会議長選挙について

(議案上程)

日程第 5 議案第 3 号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について

○副議長（吉田りゅうじ君） おはようございます。

これより、令和4年第1回浅川清流環境組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は12名であります。

浅川清流環境組合議会議長の席が空席になっておりますので、地方自治法第106条第1項及び浅川清流環境組合規約第8条第4項の規定により、議長が選出されるまでの間、私、副議長がその任を務めますので、特段の御協力をよろしくお願い申し上げます。

日程に入る前に、日野市議会選出の3名の議員が今回の臨時会より交代をいたしましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

まず最初に、島谷広則議員、お願いいたします。

○2番（島谷広則議員） 皆さん、おはようございます。

日野市議会としてはチームみらいという会派に所属しております島谷広則と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（吉田りゅうじ君） ありがとうございます。

続きまして、田原茂議員、お願いいたします。

○3番（田原茂君） 日野市議会公明党の田原茂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（吉田りゅうじ君） ありがとうございます。

続いて、谷和彦議員、お願いいたします。

○4番（谷和彦君） おはようございます。

日野市議会の自由民主党日野市議団の谷和彦です。どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（吉田りゅうじ君） ありがとうございます。

続きまして、説明員に異動がございましたので、事務局より新任職員の紹介をお願いいたします。

○事務局長（加藤真人君） それでは、4月1日付の人事発令に伴います説明員の変更を御報告申し上げます。

初めに会計管理者でございます。会計管理者は、浅川清流環境組合規約第10条第2項の規定により、管理者の属する構成団体の会計管理者をもって充てることとなっております。4月1日付日野市の人事発令により、会計管理者に就任いたしました光宗竜矢でございます。

また、事務局職員にも変更がございます。新たに派遣された職員でございます。事業課長の中村守助でございます。

説明員の紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（吉田りゅうじ君） これより、日程第1、議席の指定の件を議題といたします。

議席の指定について、日野市議会の改選に伴い新たに選出されました島谷広則議員、田原茂議員、谷和彦議員の議席について、会議規則第4条第2項の規定により、副議長において、2番島谷広則議員、3番田原茂議員、4番谷和彦議員と指定いたします。

○副議長（吉田りゅうじ君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、副議長において、11番村山ひでき議員、12番渡辺ふき子議員を指名いたします。

○副議長（吉田りゅうじ君） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉田りゅうじ君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

○副議長（吉田りゅうじ君） これより、日程第4、浅川清流環境組合議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉田りゅうじ君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉田りゅうじ君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

浅川清流環境組合議会議長に谷和彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました谷和彦議員を当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉田りゅうじ君） 御異議ないものと認めます。よって、谷和彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました谷和彦議員に本席より、当選の告知をいたします。

これをもって議長を交代いたします。

谷和彦議長、議長席にお着き願います。

御協力ありがとうございました。

（谷和彦議長、議長席へ移動）

○議長（谷和彦君） 改めまして、おはようございます。

ただいま副議長に御指名をいただきまして、また、皆様から御推挙いただきまして、浅川清流環境組合の議長を任命いただきました、日野市議会の自由民主党日野市議団選出の谷和彦です。どうぞよろしく願いいたします。

過去には私もこの一部事務組合の議員をした経験がございます。そういった中で、この日野市におきましては今回2月に選挙がありまして、島谷議員、田原議員、そして私、3名が新しく皆様の仲間に入れさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、この組合の中におきまして、当市の日野市におきましては、現在、搬入路の問題で裁判があったりとか、我々日野市議会の中でもいろいろと議論をしているところでございます。そういった中ではございますが、現在、しっかりと順調にこの運営は進んでいるということで話を伺っております。また、一時的には水銀の問題等がありましたけれども、そういった中はしっかりとクリアして現在に至っております。

我々の日野市議会としても、大変な中ではありますが、この公共性のある一部事務組合の可燃ごみ処理施設でございますので、日野市と国分寺市、小金井市、しっかりとタッグを組んでやっていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、三管理者、大坪管理者、また国分寺市、小金井市の副管理者に関しましても、ひとつぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（谷和彦君）　これより、議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君）　皆様、おはようございます。

本日は、大変お忙しいところを御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新しい体制での議会運営ということで、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号について御説明をさせていただきます。

議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、個人情報保護制度の見直しにより適用される法令が個人情報の保護に関する法律に一本化されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷和彦君）　事務局長。

○事務局長（加藤真人君）　事務局長でございます。

それでは、議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、本改正の概要について御説明させていただきます。

これまで個人情報保護関連法については、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法により、それぞれ民間事業者、国の行政機関及び独立行政法人等の個人情報の取扱いが定められておりました。

このたび、令和4年4月1日施行の法改正により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一元化されることとなりました。これに伴いまして、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

恐れ入ります、議案書の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表で御説明をさせていただきます。

第18条第3号中、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項を、個人情報の保護に関する法律第2条第9項に改めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思います。

下から3行目、付則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（谷和彦君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和4年第1回浅川清流環境組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 谷 和 彦

浅川清流環境組合議会副議長 吉 田 りゅうじ

署 名 議 員 村 山 ひでき

署 名 議 員 渡 辺 ふき子